平成３０年（フ）第３４３号
神戸市垂水区清水が丘１丁目20番35号
債務者　小松　雅子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５３号
神戸市北区日の峰５丁目10番地　４―501号
債務者　藤井　裕
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８０号
神戸市長田区山下町３丁目２番11号　あけぼの荘101号
債務者　酒見基美好
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３号
鳥取県米子市米原２丁目３番20号　316号
債務者　辻村　翔晃
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１９４８号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―203号
債務者　坪根　清次
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９４９号
大阪市住之江区南港中５丁目１番11―209号、前住所堺市堺区大浜南町２丁６番８号
債務者　山村　久子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１８８号
大阪市鶴見区鶴見４丁目１番６―1001号
債務者　藤澤　恵
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８６号
栃木県宇都宮市東峰町3442番地202
債務者　川村　友美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３１号
静岡市清水区袖師町997番地の１
債務者　米山　綾子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３２号
静岡県牧之原市白井1658番地２
債務者　中原知加子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４０号
静岡県島田市東町1047番地の４　イーストヴィレッジＡ202、旧住所千葉県白井市根1830番地の２　オーチャードビレッジＤ201号
債務者　佐野比呂美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市細谷町626番地　県営細谷住宅14号棟16号室
債務者　松本　敏弘
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０７５号
横浜市南区永田北３丁目９番14号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０８６号
横浜市西区南浅間町12番地３　リーヴェルポート横浜南浅間302号
債務者　末永奈津子（旧姓玉木）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１０２号
横浜市旭区中沢１丁目65番16号
債務者　吉野　和邦
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１０４号
横浜市都筑区池辺町4034番地１　第二グリーンヴィラ504号室
債務者　黒木　秀一
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部